



指令環第1-10号
令和6年4月1日

一般廃棄物処理業許可証

有限会社 コウエイ環境
代表取締役 濱田 俊廣 殿

霧島市長 中重 真一



令和6年2月13日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条の規定により、次のとおり許可します。

許可番号	霧島市一般廃棄物処理業許可第18-14号
事務所及び事業所の所在地	始良市平松3323番地2
氏名 (名称及び代表者)	有限会社 コウエイ環境 代表取締役 濱田 俊廣
廃棄物の種類	一般廃棄物（事業系ごみ）
業務の種類	収集・運搬
区域	霧島市全域
許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
条件1 許可証の交付を受けてから30日以内に運搬車に事業所名及び許可番号を付した写真(横、後)を提出すること。 2 許可証は、譲り渡したり貸与したりしないこと。 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年条例第170号）その他関係法令等を遵守すること。 4 その他市長が指示した事項を遵守すること。	

※ この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に霧島市長に対して審査請求を行うことができます。